

# 規制改革・民間開放推進会議 農業・土地住宅WG提出資料

(実効性のある転用規制等による農地の効率的利用の推進について)

平成17年10月28日

農林水産省経営局・農村振興局

# 目 次

農業振興地域制度の概要	1
農業振興地域整備計画の策定・変更手続の見直し	2
農地転用許可制度の概要	3
計画区域区分別の農地面積と農地転用面積	4
農地の転用の推移	5
農業委員会の委員構成	6
農業委員会の機能の適正化と関係行政機関等との連携強化	7
農業委員会の会議について	8
農地制度の基本的仕組みと考え方	9
農業経営の法人化の推進	10
農業生産法人以外の法人の農業への新規参入	14
担い手に対する農地利用集積の制度的な仕組み	16
株式会社形態の農業生産法人の事例	19
民間企業等が農業生産法人に出資している事例	21
企業(農業生産法人以外の法人)による農業参入の事例	23

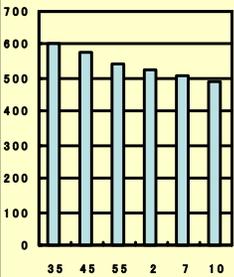
# 農業振興地域制度の概要 - 農振法 -

目的: 農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与する。

## 課題

日本の農地面積は、宅地等への転用や耕作放棄等により年々減少。  
食料供給力の低下が懸念。

### 農地面積の推移



農地は農業生産の最も基礎的な資源。  
優良農地を良好な状態で確保することが重要。



### 国

農用地等の確保等に関する基本指針



### 都道府県

農業振興地域整備基本方針

農業振興地域の指定・変更



### 市町村

農業振興地域整備計画

○農用地利用計画  
農用地区域の設定・変更

○農業振興のマスタープラン

公告縦覧  
意見提出  
異議申出

権利者・地域住民

## 農業振興地域

都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域

### 農用地区域

市町村が農業上の利用を図るべき土地として設定した区域 [転用原則禁止]

### 設定要件

- 次の土地については農用地区域に設定
  - ア 集团的農用地(20ha以上)
  - イ 農業生産基盤整備事業の対象地
  - ウ 農道、用排水路等の土地改良施設用地
  - エ 農業用施設用地(2ha以上又はア、イに隣接するもの)
  - オ その他農業振興を図るために必要な土地

### 除外要件

- ～農地転用には農用地区域内からの除外が必要～
- 道路等の公益性が特に高いと認められる事業に供する土地等は、農用地区域の除外が可能
- 上記以外で除外の必要が生じた場合は、次の要件を満たす場合に限り除外が可能。
  - ア 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
  - イ 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
  - ウ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
  - エ 土地基盤整備事業完了後8年を経過していること

## 計画達成措置

- 生産基盤整備等農業施策の集中的実施
- 農地集団化等の交換分合
- 施設の適切配置等の協定
- 開発行為規制
- 税制優遇措置等

## 農地法による転用許可制度

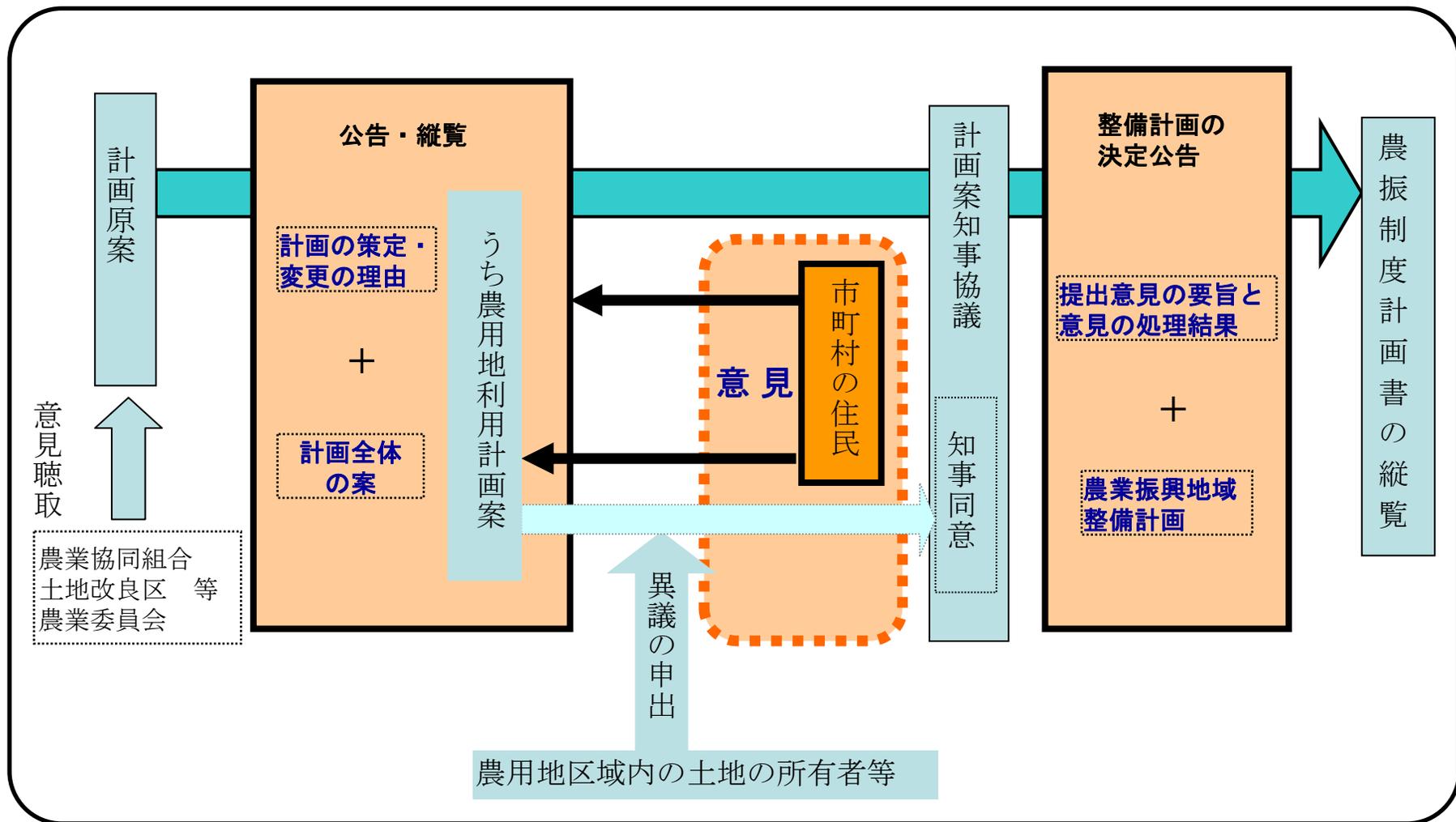
- ・農業生産に支障の少ない農地から順次転用されるよう誘導
- ・転用目的実現性を審査し、投機的な農地取得を防止

## 効果

優良農地の確保  
・  
農業の振興

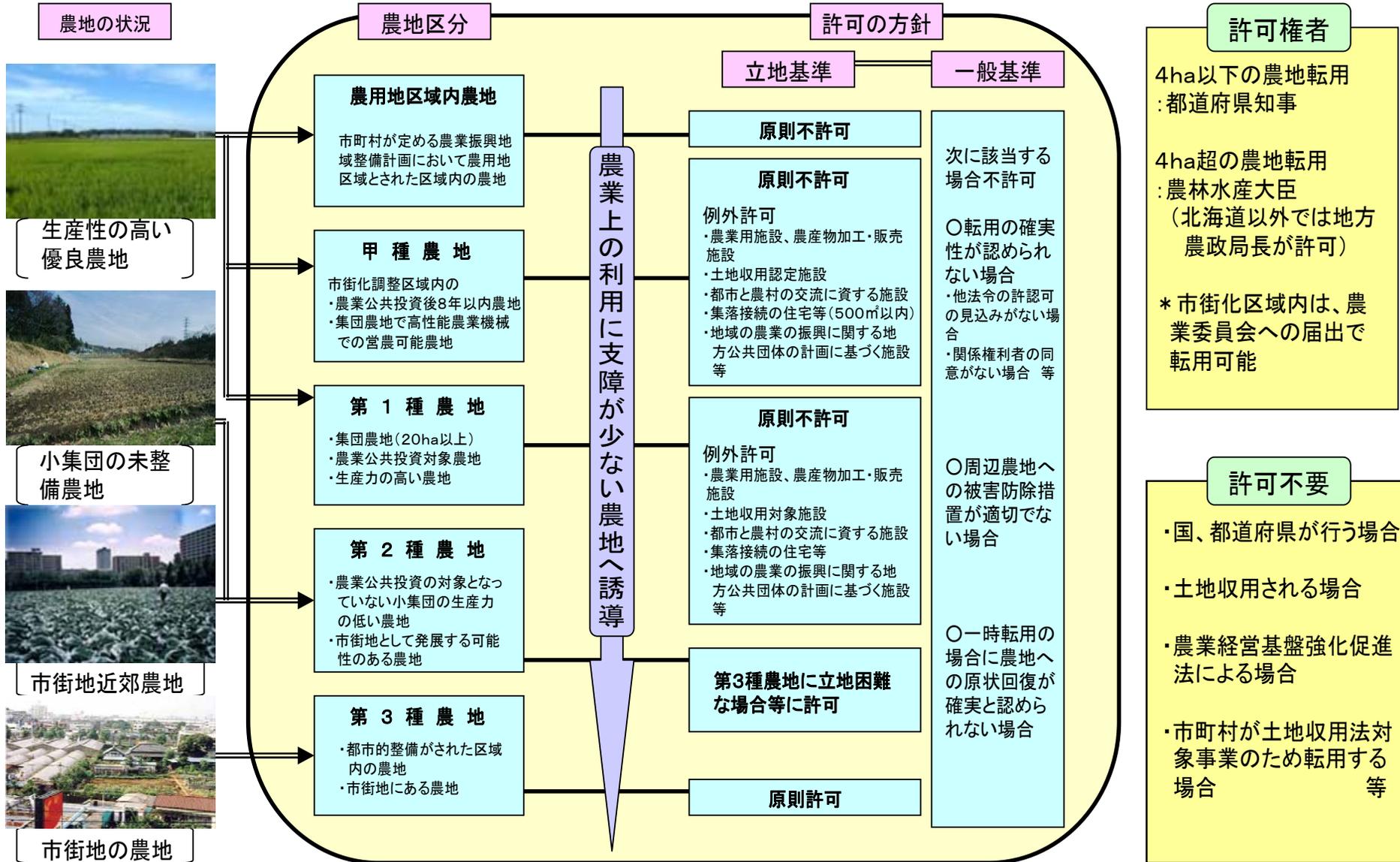
# 農業振興地域整備計画の策定・変更手続の見直し

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正 平成17年9月1日施行)



# 農地転用許可制度の概要 - 農地法 -

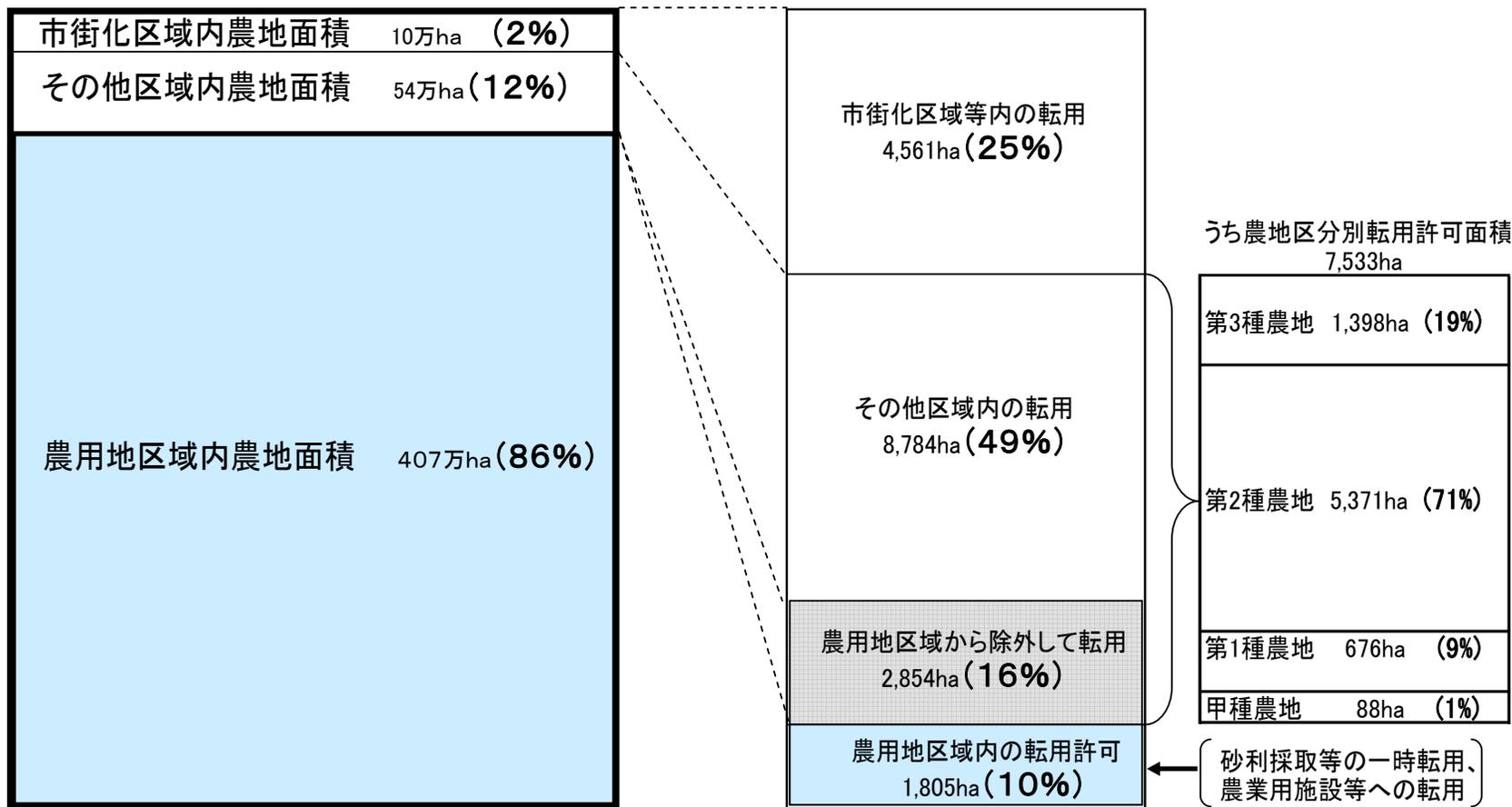
農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。



# 計画区域区別の農地面積と農地転用面積

全農地面積(H16年) 471万ha

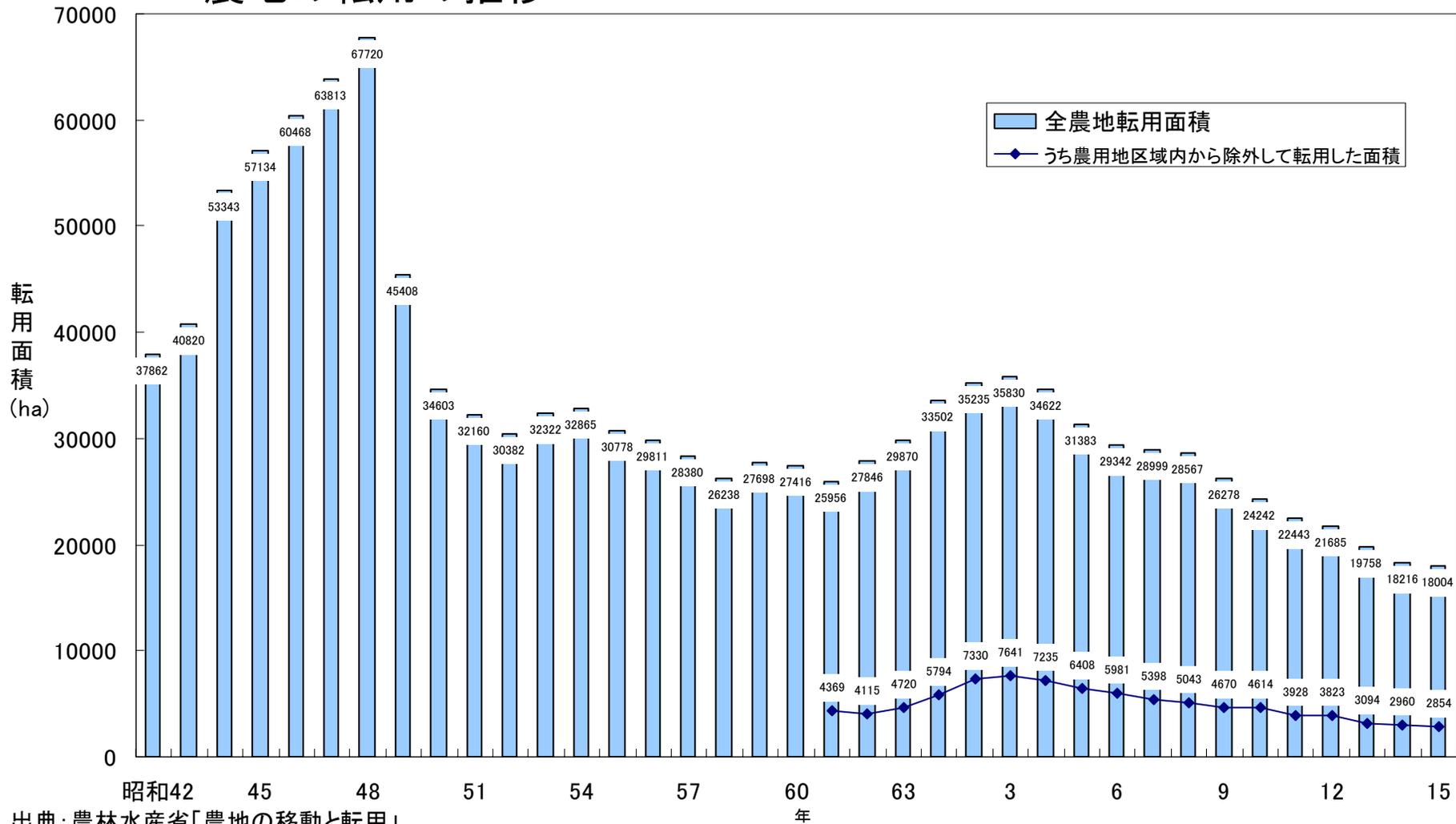
全農地転用面積(H15年)1.8万ha



- (注) ①全農地面積は耕地面積  
(H16年耕地及び作付面積統計)  
②農用地区域内農地面積は、農用地区域内の耕地面積  
(2005年農林業センサス農山村地域調査)  
③市街化区域内農地面積は、総務省「固定資産の価格等の概要  
調査(H15年)」及び国土交通省「都市計画年報(H15年)」  
④その他区域農地面積は、①-(②+③)として推計

(注) 全農地転用面積は農林水産省「農地の移動と転用」

# 農地の転用の推移



出典：農林水産省「農地の移動と転用」

注：1 昭和60年以前は農用地区域内から除外して転用した面積は調査していない。

2 昭和56年以降は農用地利用増進法による、平成5年以降は農業経営基盤強化促進法による農業用施設のための転用面積を含む。

# 農業委員会の委員構成

## 農業委員会の構成

農業委員

選挙委員

農業者：選挙委員の定数は農地面積及び農業者数に応じて条例で定める(40人以内)(平成15年、全国平均14人)

選任委員

団体又は議会が推薦し、首長が選任

団体推薦委員

農協、農業共済組合及び土地改良区の代表者（各1人以内）

議会推薦委員  
(学識経験者4人以内)

## 農業委員の兼職状況

(平成15年、人)

	委員数 合計	兼職あり				兼職無し	
		農協理事	農業共済組合理事	土地改良区理事	その他		
選挙委員	43,435	2,809	575	131	1,260	1,463	40,626
選任委員	14,440	8,573	3,314	2,038	511	4,210	5,867

※複数の農業団体の理事を兼務している場合があるため、兼職ありの計とそれぞれの計とは一致しない

## 総会及び農地部会の開催実態（平成15年、全国）

○総会

農業委員会数 3, 172  
総会開催回数（年間） 34, 186

○農地部会

農地部会を有する農業委員会数 172  
農地部会開催回数（年間） 2, 080

※農地部会：大規模な農業委員会（選挙委員21人以上）が任意に設置する機関で、総会に代わり農地法その他の法令により農業委員会が専属的に権限を与えられた事務等処理

# 農業委員会の機能の適正化と関係行政機関等との連携強化

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針  
2005(平成17年6月21日)

〈別表1〉

(5)(競争力ある農林水産業への転換)

- ・農業委員会の機能の適正化及び関係行政機関等との連携強化を図り、農地の効率的利用を一層促進する。

改正法の事項を平成  
17年度も着実に推進

○農業委員会法改正(平成16年11月1日施行)

## 農業委員会の役割

○法令業務の執行機関

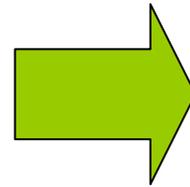
- ・農地の権利移動の許可、転用許可に係る意見具申 等

○農業構造政策の推進の実施機関の役割に特化

- ・優良農地の確保や耕作放棄地の解消等農地及び農業経営の合理化に関する業務に重点化
- ・「農業技術の改良」「農作物の病害虫の防除」等の業務を廃止



農業技術の改良→普及指導センター  
病害虫の防除→農協

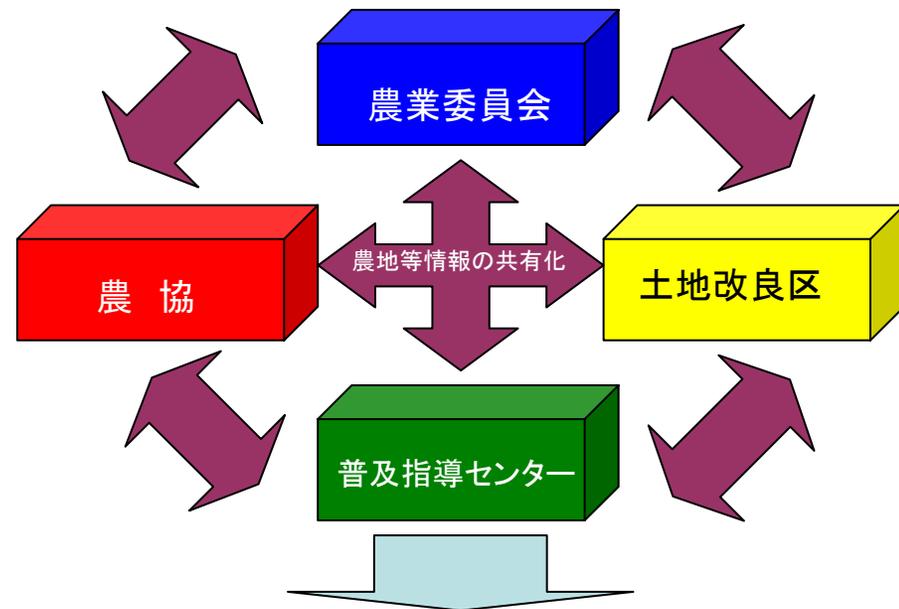


## 連携強化推進体制の整備

食料・農業・農村基本計画に基づき担い手育成支援窓口の一元化等を推進

## 担い手育成総合支援協議会

〔市町村、農業委員会、JA、土地改良区等〕



農業団体等の連携による役割分担のもとに、担い手への農地の利用集積、耕作放棄地の解消等を実施

# 農業委員会の会議について

## ○農業委員会の会議は公開

(会議の公開)

第二十六条 総会及び部会の会議は、公開する。

## ○農業委員会の会議の議事録は一般に縦覧

(議事録)

第二十七条 会長は、議事録を作製し、これを縦覧に供さなければならない。

## ○農業委員会の会議に関する事項は、法令の規定のほかは、その会議で制定

(会議の規則)

第二十八条 総会又は部会の会議に関する事項は、法令に別段の定がある場合を除き、それぞれ総会又は部会の会議で定める。

## ・農業委員会会議規則の例(京都市農業委員会規則(抄))

(傍聴人)

第15条 凶器その他の危険な物を携帯している者、酒気を帯びている者その他議長が議場の秩序を保持するために支障があると認めたる者は、総会を傍聴することができない。

2 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 定められた場所以外の場所に入らないこと。

(2) 会議の進行の妨げになる行為をしないこと。

(3) 他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

3 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

4 議長は、その指示に従わない傍聴人の退場を求めることができる。

(議事録)

第16条 議事録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 開会及び閉会の日時

(2) 出席委員の氏名

(3) 議題

(4) 会議の概要

(5) 議決事項

(6) その他会長が必要と認める事項

2 議事録には、議長及び総会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

## ・農業委員会の会議の議事録がHPに掲載されている例(千葉市(抜粋))

開催日	会議名	議事録
平成17年4月28日(木)	第1回総会	<a href="#">公開中</a>
平成17年4月28日(木)	第2回農地部会	<a href="#">公開中</a>
平成17年4月28日(木)	第1回農業振興部会	<a href="#">公開中</a>
平成17年5月25日(水)	第3回農地部会	<a href="#">公開中</a>
平成17年6月28日(火)	第4回農地部会	<a href="#">公開中</a>
平成17年7月20日(水)	第2回総会	<a href="#">公開中</a>
平成17年7月20日(水)	第2回農業振興部会	<a href="#">公開中</a>

# 農地制度の基本的仕組みと考え方

農地：農業生産及び農業経営に不可欠のもの

## 特徴

農地は、農業の用に供されてこそ価値があり、その効果を発揮

農地は一旦かい廃すると再生に多大な資本と労力を要する

## 計画的な土地利用の確保(マクロ政策)

国土そのものが狭く、可住地面積が少ない我が国において、土地に対する需要が強い

## 農業の担い手が不足している地域

II

耕作放棄地又は耕作放棄地になりそうな農地が相当程度存在する地域

## 特定法人貸付事業の創設

○法人要件をほとんど撤廃

- ・農業担当役員が1人いること
- ・市町村との協定締結による農業継続を担保
  - 農業をきちんと行うこと
  - 農業を継続できなくなれば農地を返すこと等

個人も含め、下限面積要件を緩和

## 効率的利用の確保

農地は、これを効率的に農業の用に供することができる者により利用されるようにする必要

## 担い手

に農地の利用集積を加速化していく必要

## 農地の権利移動制限

・農地を適正かつ効率的に耕作する者  
＝営農活動に従事する者がきちんと農業経営を行い得るかをチェック

→ きちんと農地を農業の用に供して利益を上げることが基本

## 農地の確保・保全

農地以外に利用されることを原則禁止

## 転用規制

・転用目的の公共性・公益性と比較衡量

・転用の確実性、周辺農地への悪影響をチェック

不可分一体

農用地区域の設定  
(農用地等として利用すべき土地の区域)  
転用禁止区域

土地利用の目的が地価の安い農地に重なり合う傾向が強い

## 農業振興地域制度

将来にわたり農業を振興すべき地域の確保

# 農業経営の法人化の推進

- ・国内農業の活性化を図るためには、法人経営のメリットが十分発揮された農業経営の育成・確保が必要であり、農業経営の法人化を一層推進することが重要。
- ・他産業とは異なる農業の特質や農地の特質を踏まえ、法人化の推進に当たっては、きちんと農業を効率的・継続的に行うことができるかを見定めることが重要。

## 法人形態による農業経営のメリット

- ・効率的な農作業体系の構築、家計と経営の分離など経営管理能力が向上
- ・財務諸表の義務化による対外信用力の向上と規模拡大のための円滑な投資が可能
- ・マーケティング部門の充実など消費者のニーズに沿った生産体制の実現
- ・幅広い人材の確保や新技術の円滑な導入により経営発展の可能性が拡大
- ・福利厚生面の充実や後継者への円滑な経営継承

## 株式会社の特徴

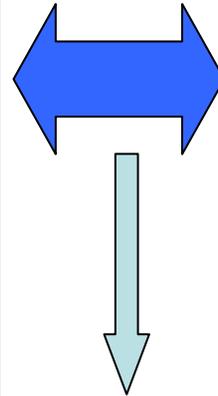
- ・広く公衆の間に存在する資本を吸収し、これを会社の財産的基礎として幅広い企業活動が可能
- ・株主にとって、自ら経営に直接参画しなくても、経営方針を定めて利益（配当）にあずかることができ、投下資本を回収したいときは、株式を譲渡して換価可能
- ・経営者にとっては、自己資本がなくとも経営手腕を発揮可能

## 農業の特質

農業の特質は、他産業に比べ単位面積当たりの利益率が低く、かつ、天候等の自然的条件の影響を受けやすい。

## 農地の特質

- ・農地は、農業の用に供されてこそ価値があり、その効果を発揮
- ・農地は一旦かい廃すると再生に多大な資本と労力を要する
- ・我が国においては利用可能な土地が少なく、農地に対する転用需要が強い



**法人のメリットを活かしつつ、農業の特質や農地の特質を踏まえ、きちんと農業を効率的・継続的に行うことができることを認められるものを国内農業の担い手として育成・確保していくことが重要**

・農業経営の継続性の判断に当たっては、単位面積当たりの利益率が他産業に比べ低いという農業の特質や一旦かい廃すると再生に多大な資本と労力を要する農地の特質を踏まえて、営農を実際に行っている者の意向によって経営方針の決定や経営管理の実行が行われている法人であるかどうかがポイント。

・具体的には、①農業経営の方針決定を行う場合に、現場の農作業等従事者の意向が反映される体制になっていること、②決定された方針に基づき、農作業等の実施を含む農業経営が円滑に実行される体制になっていることが必要であり、これを担保するために農業生産法人制度(構成員要件、役員要件)を整備。

## ○個人(自然人)と法人(株式会社)の農業経営に携わる者の違い

	農業経営の方針決定	農業経営の実行	農作業等の実施
個人(自然人)	農 作 業 等 従 事 者		

←一気通貫

法人(株式会社)	株主(構成員)	役員	従業員
----------	---------	----	-----

←三者は法人組織として別人格

農業生産法人制度により農作業等従事者の意向が反映されるよう担保

## ○構成員要件:ア 農業の常時従事者等(注)の議決権が総議決権の4分の3以上であること

(注1)常時従事者は、その法人の行う農業に原則年間150日以上従事していることが求められている。

→この場合の「農業」は、農作業のみならず、マーケティング、資金調達等の企画管理業務も含むものである。

→150日は、国内農業生産において最も一般的な水稲の生産期間を踏まえたもの。

(注2)常時従事者等とは、常時従事者のほか、農地の権利提供者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会となっている。

イ 法人から物資の供給等を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者の議決権が総議決権の4分の1以下(1構成員は10分の1以下)であること(法人が認定農業者の場合は、2分の1未満)

## ○役員要件:ア 役員の過半が農業の常時従事者である構成員であること

イ アのうち過半の者が農作業に従事(注)すること

(注)原則年間60日以上農作業に従事することが求められている。

・昭和37年に創設された農業生産法人制度については、①平成12年の農地法改正により、株式譲渡制限のある株式会社を農業生産法人の一形態としたこと、②平成15年の基盤法改正により、認定農業者である農業生産法人に対し出資する農業外の関連事業者等の議決権の保有制限を2分の1未満までに緩和したことなどから、農業生産法人の数は着実に増加(株式会社形態の農業生産法人:86社(平成16年7月1日現在))

## ○農業生産法人の要件

1. 法人形態要件 農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社(定款で株式譲渡制限のあるもの)

2. 事業要件 農業(農産物の加工・販売、農作業受託などの関連事業を含む。)の売上高が過半であること。

3. 構成員要件

農業関係者

- ・農業の常時従事者
- ・農地の権利提供者
- ・地方公共団体  
農業協同組合、農業協同組合連合会
- ・農地保有合理化法人

総議決権の4分の3以上

農業関係者以外

・法人から物資の供給を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者

- (例)
- ・産直契約する個人
  - ・食品加工業者
  - ・生協・スーパー
  - ・農産物運送業者 等

総議決権の4分の1以下  
{1構成員は10分の1以下}

当該法人が農業経営改善計画について市町村の認定を受けた場合(=認定農業者になった場合)、  
総議決権の2分の1未満

4. 役員要件

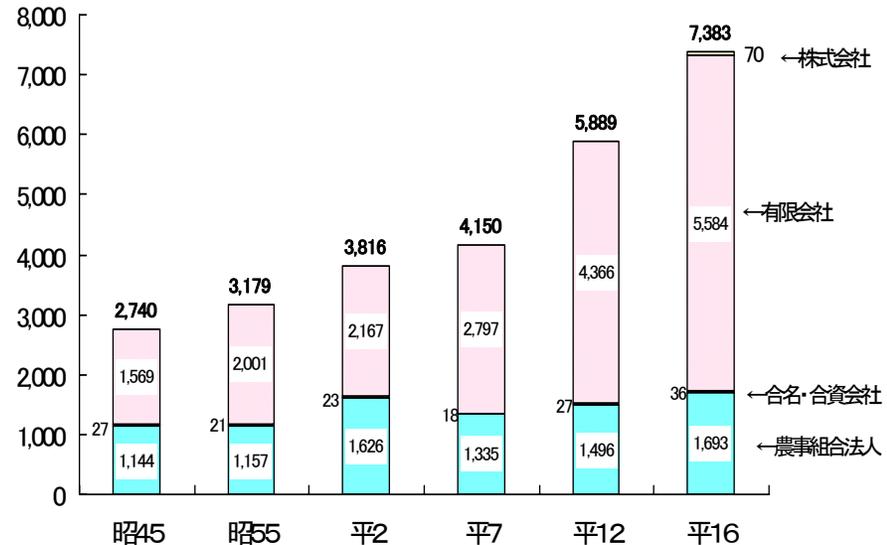
① 役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)である構成員であること。

② ①のうち過半の者が農作業に従事(原則年間60日以上)すること。

役員全体の過半

過半の過半

## ○農業生産法人数の推移



## ○株式会社形態の農業生産法人の現状

法人の設立母体	法人数
①食品・飲料メーカー、農産物販売会社等	20社
②建設・運輸・観光業者等	15社
③畜産・花きなど施設型農業を行う株式会社	6社
④新規就農者、農業関係者が新たに農業生産法人を設立	15社
⑤有限会社等からの組織変更	30社
計	86社

(参考) 米国における農業経営形態の状況

(1) 制度

農業経営に係る農地の権利移動については、連邦レベルでの規制はないが、州レベルにおいて、アメリカの穀倉地帯である9州(注)では、法人による農業経営及び農地の権利取得を家族経営を基本とする小規模の会社に限定。

(注) 中西部9州：ネブラスカ、北ダコタ、南ダコタ、カンザス、オクラホマ、ミネソタ、アイオワ、ミズーリ、ウィスコンシン

【事例】

- 農場を所有することが認められる法人の要件(ネブラスカ州)
- ・株式の半分以上を家族が持つこと。
- ・少なくとも株主の1人が農場に居住していること。
- ・株主に外国人及び家族会社等以外の事業体を含まないこと。
- ・少なくとも株主の1人が日常の農業活動に従事していること。
- ・州の農務長官に毎年活動報告すること。

(2) 状況

農業経営体の大部分は個人・家族経営やその共同経営等となっており、会社経営は全経営体数の0.3%、経営耕地面積は1.0%を占めるにすぎない。

○ 農業経営の経営形態別状況(2002年)

経営形態	実数(構成比)
	万経営 %
個人・家族経営 (Individual or family)	191.0( 89.7)
共同経営 (Partnership)	13.0( 6.1)
家族会社 (Family held corp)	6.7( 3.1)
会社経営 (Other than family held corp)	0.7( 0.3)
その他 (Others)	1.6( 0.8)
総計	212.9( 100.0)

資料:U.S.Census of Agriculture 2002

○ 経営形態別にみた経営耕地面積(2002年)

経営形態	実数(構成比)
	万ha %
個人・家族経営 (Individual or family)	25,164( 66.3)
共同経営 (Partnership)	5,927( 15.6)
家族会社 (Family held corp)	4,007( 10.6)
会社経営 (Other than family held corp)	377( 1.0)
その他 (Others)	2,496( 6.6)
総計	37,972( 100.0)

資料:U.S.Census of Agriculture 2002

# 農業生産法人以外の法人の農業への新規参入

農業生産法人以外の法人の農業への新規参入が、昨年10月から本年5月までの約半年で約2倍(68法人→107法人)となるなど、着々と成果を挙げている。改正基盤法の本年9月からの施行により、一層の増加が期待される。

## 制度

### 農業経営基盤強化促進法

#### ①基本構想に規定 [特定法人貸付事業]

市町村

耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域  
=担い手の不足している地域

～基本構想～  
**参入区域**  
として設定

同意

都道府県知事

#### ②農業生産法人以外の法人への農地等の貸付け

市町村  
農地保有合理化法人

協定の締結  
【事業の適正かつ円滑な実施を確保するための協定】

株式会社等農業生産法人以外の法人

業務執行役員のうち、1人以上の者が耕作又は養畜の事業に常時従事

使用貸借による権利又は賃借権(リース)の設定

○農地法第3条許可(特例的に許可)  
○基盤法第18条利用集積計画

耕作放棄地に限らない

農地所有者

買入れ  
又は  
借入れ

## ○農業生産法人以外の法人が農業参入している状況

### 1 組織形態・業種別

(単位:法人)

営農を開始した法人	組織形態別			業種別		
	株式会社	有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他
107 (68)	53 (36)	28 (18)	26 (14)	35 (23)	29 (20)	43 (25)

### 2 作物別

(単位:法人)

営農を開始した法人数	合計	米麦	そ菜	果樹	畜産	花き	環物	複合
	107 (68)	22 (14)	36 (30)	20 (11)	5 (3)	3 (1)	3 (-)	18 (9)

平成17年5月1日現在(カッコ書は16年10月1日現在)

## ○協定の例(X市とY建設会社との協定)

- ・ YはX市から借り受けたA集落に所在する2haの農地において稲作を行う。
- ・ Yは、水路、ため池等の施設の維持管理等の取決めを遵守し、常時従事役員のうち1名を維持管理等の任務に当たらせる。
- ・ YはX市に対し、協定の実施状況等について毎年度報告する。
- ・ Yが協定に違反した場合には、X市は賃貸借契約を解除する。Yは、その場合には、自己負担で直ちに原状回復してその土地をX市に返還する。

法人（農業生産法人、それ以外の法人共通）が農業参入する場合の支援措置

支 援 策			支 援 を 受 け る た め の 会 社 の 要 件
	名 称	概 要	
補助事業	土地改良事業	農地の生産性を向上させるための区画整理やかんがい排水整備等	農地を所有しているか借入れていること
	経営構造対策 （強い農業づくり 交付金）	担い手の農業経営の改善を支援するための農業用機械・施設の整備、小規模土地基盤整備	農業常時従事者3人以上を雇用する目標があり、経営面積がおおむね20ha（中山間10ha）以上を目指すこと （市町村が農家3戸以上の耕作放棄地を整備して特定法人に貸し付けることも可能）
	遊休農地活用土地 条件整備 （元気な地域づくり 交付金）	多様な主体が遊休農地を再活用する際に必要な土地条件の整備	農地活用者が特定法人の場合には貸付主体（市町村又は農地保有合理化法人）が整備した後貸し付けること また、特定法人も含めて受益者数が3者以上であること
金 融	スーパーL資金 （農林公庫資金）	担い手の農業経営の改善を支援するための資金 法人：5億円 金利：0.65～1.50% 償還：25年以内 据置：10年以内	農業経営改善計画の認定を受けること（認定農業者） または、農業参入後、一定の農業収入があること。
	農業近代化資金	担い手の農業経営の改善を支援するための資金 法人：2億円 金利：0.65～1.35% 償還：15年以内 据置：7年以内	
	農業改良資金	新作物分野・新技術へのチャレンジのための資金 法人：5千万円 無利子 償還：10年以内 据置：3年以内	
共 済	農業共済	被災農家の経営を安定させるための補償	一定規模以上の農業を営む者 会社の住所のある区域の共済組合に加入

注：金利は平成17年9月20日現在

# 担い手に対する農地利用集積の制度的な仕組み

担い手育成総合支援協議会

〔市町村、農業委員会、JA、土地改良区等〕

支援

農業委員会

農用地利用改善団体  
(集落)への支援・指導

地域における話し合い  
による農地利用に関  
する合意の形成

連携・協力

認定農業者等への  
利用権の設定等の  
あっせん・調整

利用集積計画  
の作成の要請

市町村

農業委員会の決定

利用集積計画  
の作成・公告

利用集積計画  
の作成の申し出

売買・賃貸借・農作業受委託・交換分合

農地の仲介

農地保有合理化法人

農地の権利移動の要件

- ・農用地のすべてについて耕作等を実施
- ・必要な農作業に常時従事
- ・効率的に耕作等を実施

利用集積計画

(売買・賃貸借等の計画)  
○計画期間終了後に契約  
が必ず終了  
→貸しても必ず返ってくる

法改正により拡充

- \* 農用地利用規程の充実
- ・利用集積の目標の明確化
- ・構成員の役割分担の明示

事業実施前

A	B	C	D
B	E	F	E
G	B	B	C
F	A	B	B
A	D	E	G
B	A	A	H

農業委員会が、地権者別の農地  
分布状況や、貸借の状況を容易  
に把握できるよう、農地地図情報  
システムを整備

法改正により拡充

- \* 農地保有合理化事業の充実
- －農地の仲介機能の強化
- ・農業生産法人に対する金銭出資
- ・貸付信託の創設

事業実施後

集落ぐるみの農業生産法人 (構成員：A、B、C、D)			
E	E	F	F
認定農業者			
		F	H

農地の権利移動(H15)

	根拠法		合計	基盤法の権利移動 が占める比率
	農地法	基盤法		
所有権	1.2万ha	1.9万ha	3.1万ha	61.3%
賃借権	0.4万ha	10.7万ha	11.1万ha	96.4%
合計	1.6万ha	12.6万ha	14.2万ha	88.7%

# 農地の利用集積の促進のための支援策

市町村、農業委員会、JA、土地改良区等

- ・地域リーダーの育成、集落営農組織の話し合いを支援
- ・地域における農地集積活動に対する促進費を交付

- ・農地の権利移動のあっせん
- ・農地に関する地図情報の活用
- ・インターネット等による農地情報の公開
- ・担い手育成と連動した基盤整備等の実施

農用地利用改善団体(集落)

出し手農家

経営規模縮小・離農農家  
など

受け手農家

認定農業者、農業生産法人  
などの地域農業の担い手

- ・合理化法人が、例えば5年分の賃借料を出し手農家に一括して前払い
- ・農地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(800万円・1500万円)

農地保有合理化法人(農業公社等)

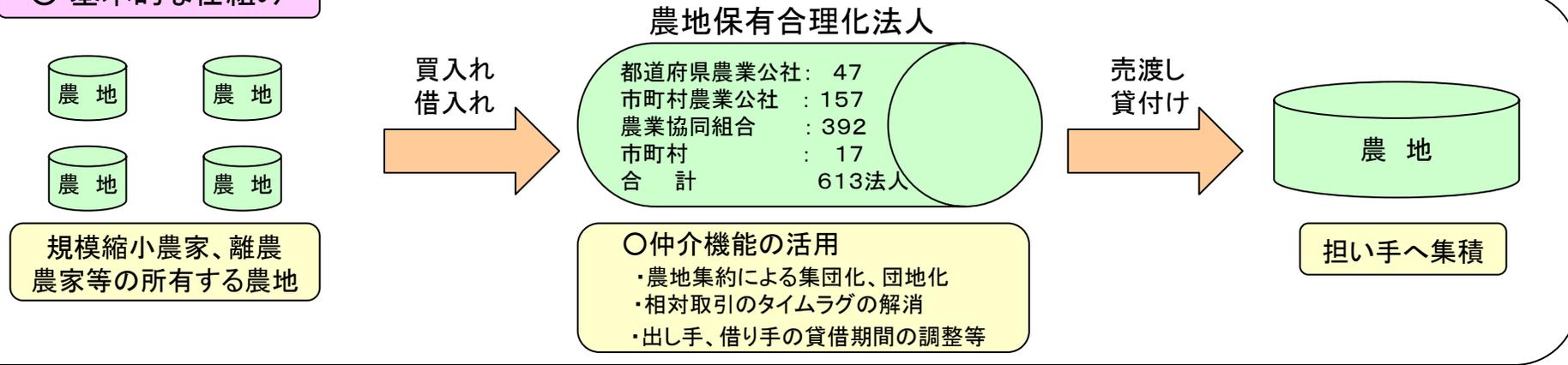
- ・農地保有合理化作業に必要な経費を補助
- 〔
  - ・農地売買・貸借の仲介
  - ・農地の信託の引受け
  - ・農業生産法人に対する出資 等〕

- ・登録免許税、不動産取得税の軽減措置
- ・農業機械等の割増償却の特例
- ・スーパーL資金の融資
- ・農作業受託料相当額(例えば5年分)を無利子で貸付け、初期投資を軽減
- ・農業機械・施設の補助・リース
- ・経営資源を承継する法人に対し、農業再生ファンドが出資
- ・経営相談・経営診断の実施
- ・農業者年金の特例保険料の適用

# 農地保有合理化事業の概要

「農地保有合理化事業」は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地保有合理化法人が、離農農家や規模縮小農家等から農地を買入れ又は借入れし、当該農地を担い手農家に売渡し又は貸付けする事業です。

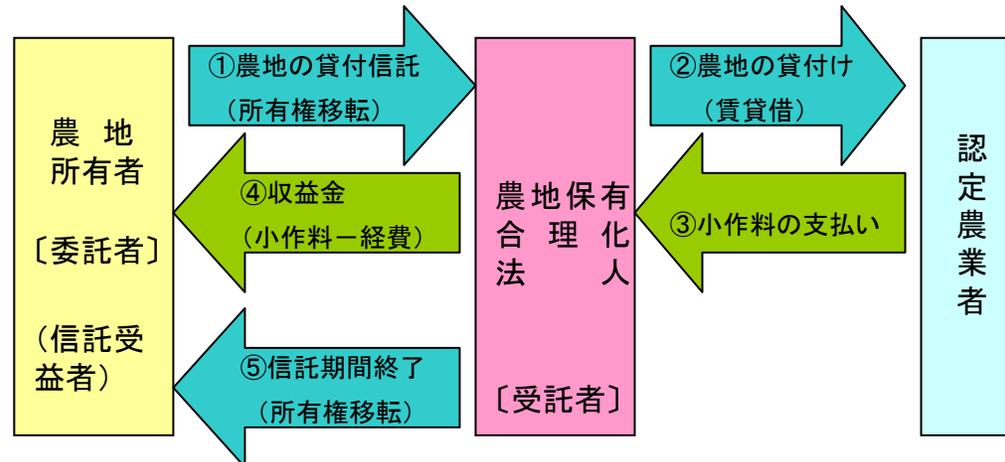
## ○ 基本的な仕組み



・認定農業者等の利用集積面積における合理化事業の介入率： 50.6% ・売買における合理化事業の介入率： 22.1%

※ 合理化事業の実績(H15)19,364ha／認定農業者等集積面積(H15)38,252ha

## ○ 農地保有合理化法人が貸付信託を行う事業の創設



○ 農地の売渡信託に加え、貸付信託を可能にすることで経営の規模拡大を支援

→ 農地所有者は、合理化法人に最初に信託契約を行えば、収益金を受け取るのみ：手続きが簡単

※ 信託期間中の貸付相手の変更等に際して、農地の出し手の同意不要

→ 信託終了後には確実に農地が戻るため安心

# 株式会社形態の農業生産法人の事例

## 地域の水田農業の中心的担い手になっている事例

### ○ 株式会社G(S県Y市)

資本金: 1,000万円

構成員数: 5人+1社

経営面積: 118ha

主な作目: 米、麦、大豆等

### 法人設立の経緯

・担い手の高齢化、兼業化の進行により、担い手不足が深刻化し、耕作放棄地も見られるようになってきたことから、地域の水田農業の担い手として、平成3年12月に有限会社として設立。平成13年に株式会社に組織変更。

### 特徴

・集落営農が法人化したものであり、合併前の町の水田面積の約1割を担っている。ラジコンヘリで防除を行うなど、効率的な営農を行っており、今後も農地の利用集積を進め、将来は400ha規模を目指す。



## 生産物の加工と産直に取り組んでいる事例

### ○ 株式会社B(I県N町)

資本金: 1,000万円

構成員数: 3人

経営面積: 19ha

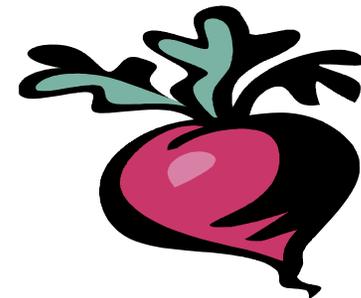
主な作目: 米、かぶ、大根等

### 法人設立の経緯

・農業を行っていた社長の父が、昭和63年に有限会社として設立。平成13年に、経営開示により社内外の風通しがよくなり、経営の革新等のインセンティブになることなど、経営上メリットがあると判断し株式会社に組織変更。

### 特徴

・かぶら寿しや大根寿しなど農産加工にも取り組み、それをインターネット等を活用して販売。また、インターネットによる社員募集や長期研修などにも積極的に取組。



## 農産物加工業者が農業生産を開始した事例

### ○ 株式会社N(E県I町)

資本金: 1,000万円

構成員数: 4人

経営面積: 6.1ha

主な作目: 温州みかん、伊予柑、キウイフルーツ等

### 法人設立の経緯

・昭和54年に柑橘ジュース・シャーベットの加工を目的に有限会社として設立。平成13年に株式会社への組織変更を契機に、柑橘類の栽培・販売を通じた循環型農業社会の確立のため、加工用・生食用の柑橘の生産を開始。

### 特徴

・消費者や小売業者への直売に取り組み、その中から、温州みかんや伊予柑等、約十種を栽培し、周年供給体制を築いている。また、新卒者が入社するなど人材育成にも力を入れている。



## 園芸用樹木等の販売会社が農業生産を開始した事例

### ○ 株式会社S(N県S町)

資本金: 1,360万円

構成員数: 4人

経営面積: 0.5ha

主な作目: バラ、サクランボ等

### 法人設立の目的

・平成8年に花きや園芸用樹木の販売を目的に株式会社として設立。平成12年の農地法改正を契機に、自らバラ等の花きやサクランボの生産を行うため、平成13年に取引先の農業者から農地を取得。

### 特徴

・農業生産・販売のみならず、150種あまりのバラの花々が一年中楽しめ、ぶどう狩りもできる観光農園を整備し、経営の多角化を図っている。



# 民間企業等が農業生産法人に出資している事例

## 食品製造業者が生食用トマトの生産を開始した事例

○ S株式会社(H県S市)

資本金:8,500万円

構成員数:3人+1社

経営面積:8.5ha

主な作目:トマト

### 法人設立の経緯

・平成12年に食品製造業者K(株)が生食用のトマトの販売を行うため、自ら出資を行いトマト栽培を行う有限会社を設立。平成15年の基盤法改正を契機に、株式会社への組織変更と増資を行い、認定農業者の認定を受けることでK(株)が47%まで株式を取得。

### 特徴

・K(株)は、トマトの品種開発・栽培技術を、加工品のみならず、生鮮トマトに生かしたいと考え、大規模でハイテクのハウスで生鮮トマトの栽培を実施。他に同様の農場を全国7カ所で運営。



## ホテルが食材調達のために農業生産を開始した事例

○ F株式会社(Y県T市)

資本金:1,000万円

構成員数:4人+2社

経営面積:1.9ha

主な作目:有機野菜、花壇苗等

### 法人設立の経緯

・ホテル経営を行うH(株)と遊園地経営を行う(株)Fが、観光施設から生ずる生ゴミをリサイクルした堆肥を利用して、有機野菜や花壇苗等を生産するため、自ら出資を行い、平成14年に株式会社を設立。

### 特徴

・生産した有機野菜や花壇苗等は、産地直販の新鮮さを売り物として観光客に販売するほか、H(株)のホテルや(株)Fの遊園地内のレストランなどへの食材として、それぞれの会社が購入している。



## 百貨店が食材調達のために農業生産を開始した事例

○ 有限会社H(〇府S市)

出資金:305万円

構成員数:4人+1社

経営面積:0.7ha

主な作目:小松菜、水菜、サラダ菜等

### 法人設立の目的

・百貨店経営を行う株式会社Hが、食の安全・安心に対する消費者ニーズの高まりに対応し、有機JAS認証及びトレーサビリティを明らかにした野菜の生産出荷体制を確立するため、自ら出資を行い、平成15年に有限会社を設立。

### 特徴

・株式会社Hからの出向社員が常時従事し、栽培回転数を上げることによる高収益栽培の実現や中間流通業者を介さない流通によるコストの低減を図っている。また、株式会社Hの各店にコーナーを設置し、地産地消を推進。



## ワイン製造業者がぶどうの生産を開始した事例

○ 有限会社L(N県M町)

資本金:330万円

構成員数:1人+1社

経営面積:12.5ha

主な作目:ワイン用ぶどう

### 法人設立の目的

・ワインの製造を行う株式会社Mが、国産ワインの高級化を図るとともに、原料のワイン用ブドウの安定的な確保を図るため、平成15年に地元の農業者とともに有限会社を設立し、従来の契約栽培から自社栽培への転換を推進。

### 特徴

・県や町が仲介役となり遊休農地を活用して生産を開始。株式会社Mからワイン用ブドウに関する技術提供を受けて栽培を実施しており、生産されたブドウはすべて株式会社Mに出荷。



# 企業（農業生産法人以外の法人）による農業参入の事例

## 外食産業が農業参入している事例

○ 有機酪農と有機農業の推進特区（北海道せたな町）

○ 有機農業推進特区（千葉県山武町、白浜町）  
さんぶまち しらはま

参入企業等：外食産業1社

経営面積（うち特区の借入面積）：

瀬棚農場：65ha（27ha）、山武農場：7ha（4ha）、  
白浜農場：8ha（3ha）

（注）特区以外の面積は、農業生産法人である(有)W経営

### 事業の内容

- ・ 外食事業を営むW(株)が、食材調達のため、平成14年4月に子会社(有)Wを設立し、有機農法と有機農産物のマーケットの拡大に取組
- ・ 平成15年4月より、リース特区制度が施行されたことに伴い、平成15年9月、W(株)が100%出資する(株)Wを設立（(有)Wを組織変更）し、千葉県や北海道で農業経営を開始（同月に農業生産法人としての(有)Wも新規設立）。



- ・ 地方行政のPRにつながった。特に有機農業という環境循環型農業を行っており、CO2削減につながる化学肥料・農薬を使わない農業を実践しているため、注目されている。
- ・ 全国の行政・農業者からの農地紹介が多くなった。
- ・ 耕作放棄地が減少し、地元の農業者からは歓迎さえている。
- ・ マスコミの関心も高く、メディアの露出も多くなり知名度が高くなった。

## 建設会社が農業参入している事例

おおしかむら  
○ 大鹿村中山間地農業活性化特区（長野県大鹿村）

参入企業等：建設業者4社、漬物製造業者1社

経営面積：2.8ha

### 地域の状況

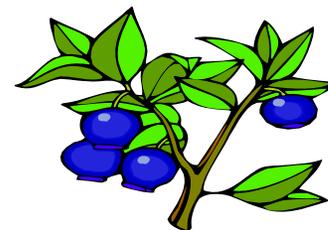
- ・ 高齢化率6割の中山間地域で、耕作放棄地が相当発生
- ・ 公共事業の減少等から、地元の建設業者にとって労働力の効率的な活用が課題

### 事業の内容

- ・ 地元の建設業者が、遊休農地の解消と経営の多角化を図るため、地元の特産品であるブルーベリーや大豆、そば等の生産を開始
- ・ 農業経験のある社員が労働力となり、他の社員に技術指導をしながら農作業を実施



地元における雇用の確保と担い手のいない農地の有効利用に寄与



## 地域特産物の生産に新たに進出している事例

- しょうどしま うちのみちよう 小豆島・内海町オリーブ振興特区(香川県内海町)

参入企業等: 醤油・調味料製造業者3社

経営面積: 2.8ha

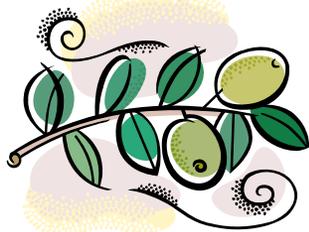
### 地域の状況

- ・日本でのオリーブ栽培発祥の地であり、オリーブを活用した農業、食品産業、観光業の活性化を推進
- ・農家の高齢化により6割を超える農地が耕作放棄されており、オリーブ栽培の維持・発展が課題

### 事業の内容

- ・栽培開始から100周年を迎える平成20年までにオリーブの増産(収穫まで3~5年必要)を図るため、町の施策に賛同した地元の醤油・調味料製造業者が、加工原料となるオリーブの生産を開始
- ・町も、苗木の助成や栽培管理講習会の開催等を通じ、オリーブ栽培を支援

地域特産物であるオリーブの生産振興と耕作放棄地の有効利用に寄与



## 加工業者が新たに生産部門に進出している事例

- かつぬまちよう ワイン産業振興特区(山梨県勝沼町ほか2市7町5村)

参入企業等: ワイン製造業者3社

経営面積: 2.0ha

### 地域の状況

- ・山梨県は日本でのワイン発祥の地であり、ワインの製成量は全国シェアの約4割
- ・国産ワインが低迷する中で、ワインの品質向上が課題

### 事業の内容

- ・地元のワイナリーが、高品質ワインの製造のため、原料用のぶどう栽培から醸造までの一貫工程に取り組
- ・県が、県ワイン酒造組合に特区構想を説明し、また、県内のワイナリーに意向調査を行い、特区の活用を希望したワイナリーが農業に参入

品質の高いワインの生産を目指し、生産・加工・販売を一貫して行うことにより、付加価値の向上に寄与

